

(2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は **表1** のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が **表2** の1.～3. のいずれかに該当する場合は、採用されません。

表1

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (2025年度秋入学者を含む)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在学中の場合、「4年次」の修了時の成績により判定されます（1～3年次までの成績は含みません）。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。

(注1) 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

(注2) 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

表2

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が給付奨学金が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。）。
2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の6割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

(注1) 上記1.～3. のいずれかに当てはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、在学期に相談してください。

(注2) 編入学又は転学をした場合、編入学前や転学前の学校で上記1.～3. のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。ただし、すでに前の学校で給付奨学金を受けていた者が編入学又は転学した場合、基準が異なることがあります。

(注3) 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

重要

- 学修計画書の詳細については、学校に確認してください。
- 採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（36ページ参照）給付奨学金としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。